

工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）の運用について

1. 対象となる工事

- (1) 水戸市発注の請負代金額 130 万円以上の工事で、基準日以降の残工期が2ヶ月以上ある工事

基準日：スライドの請求があった日（請求日）を基本的に基準日とする。
（請求日＝基準日）

2. 条項適用の対象となるもの

資材単価（油脂類含む）、労務単価、機械賃料並びにこれらの変動に伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費
（価格の変動があるものはすべて対象となる）

3. インフレスライド条項の適用手続き

- (1) 申請時期、契約変更の時期

- ①工期末の2月前までに受注者から請求
- ②工期末に契約変更

当該工事の最終変更契約後にスライド額の契約変更をする。

- (2) 出来形確認に必要な書類の提出

- ・金抜き設計書に出来形数量を記入し提出する。
- ・材料の契約書の写し、工場製作品のミルシート等を提出する。

注) 出来形数量の考え方について

- ・工場製作品で工場検査やミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量とする。
- ・契約書にて契約完了が確認でき、資材置場、ストックヤード、工場の置場等で在庫の確認が可能な材料は出来形数量とする。

4. 請負代金額の変更の考え方

基準日（請求日）時点の賃金等の変動に伴う増額分（変動後の単価により残工事分を積算する）のうち、受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、変動前残工事費の1%を超える額について発注者が負担する。（受注者は1%まで負担する。）

5. スライド増額（S増）の計算

$$S \text{ 増} = P 2 - P 1 - (P 1 \times 1 / 1 0 0)$$

P 1：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P 2：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP 1に相当する額

P 1，P 2ともに官積算額に請負比率を掛けたものである。

6. その他

(1) 運用基準の詳細については、「工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（水戸市版）」を参照する。

(2) インフレスライド条項の適用手続きについては、別添様式によるものとする。

7. 問合せ先

契約検査課審査係 Tel.029-224-1111（内1551）